

令和5年10月17日

保護者の皆様

北京日本人学校
校長 細野 輝彦

「外国人永久居留証」の取得について（注意）

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本校においては、「日本国籍者として 中華人民共和国又は北京市より外国人居留許可を得ていること」という編入学条件がありますが、最近の入学相談において、「外国人永久居留証」（グリーンカード）はこの居留許可に当たるかという相談をいただいた例が複数ありました。

しかしながら、本校は中国国内の他の日本人学校のような外籍人員子女学校ではなく大使館人員子女学校として設置されているため、関連の中国法令（中華人民共和国外交部、中華人民共和国国家教育委員会关于外国驻中国使馆开办使馆人员子女学校的暂行规定）により、「中国の永久居民子女」の受け入れはできないこととなっており、「外国人永久居留証」は、この「中国の永久居民」に当たるとみなされています。

本校在校生の在留資格については、編入学の時点で既に確認させていただいておりますが、今後、在学中のお子様も含めて「外国人永久居留証」取得の検討をされている場合には、上記法令との関係に十分ご注意くださいようお願いいたします。

この件について、ご質問やご相談等がありましたら、まずは担任へお伝えください。

【問い合わせ先】

北京日本人学校 教頭 植戸 毅